



1 財政健全化法とは

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」)が公布され、平成19年度決算からは健全化を判断する指標の公表、平成20年度決算からはこの指標を適用し、早期健全化団体、財政再生団体の判断がされることとなりました。これにより、「連結実質赤字比率」など、一般会計と公営企業等を連結して市全体の財政の健全性を判断する指標が示されました。

また、公営企業単独では、事業規模に対する資金不足の割合(「資金不足比率」)により、財政の健全性が判断されることとなりました。平成19年度決算においては、水道事業及び公共下水道事業とも、資金不足は発生しておらず、水道事業で約51億円、下水道事業で約46億円の資金の剰余額が生じており、健全な財政状況であるといえます。

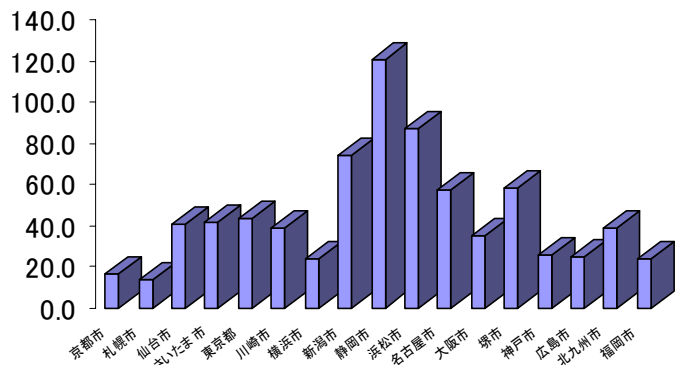
2 上下水道局の現状

京都市では、資金不足は生じておりませんが、これまで、手持資金を活用して、企業債発行の抑制や高金利債の繰上償還を実施してきたため、他都市と比べて資金剰余額が多いわけではありません。(右のグラフ参照)

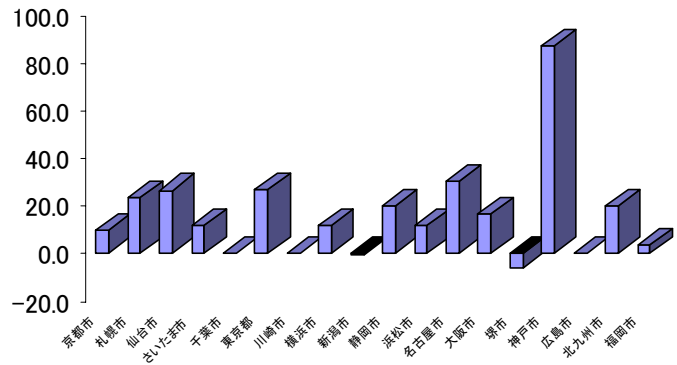
現在の事業規模に対する資金剰余の割合(「資金剰余比率」)は水道事業で16.7%、下水道事業で10.0%です。

今後、経営環境が悪化し、この数値がマイナス20%以下となると早期健全化基準に該当することとなり、公営企業においては、議会の議決に基づく経営健全化計画の策定や、財政の早期健全化に向けた国等の勧告を受けることとなります。

資金剰余比率他都市比較(水道事業)



資金剰余比率他都市比較(公共下水道事業)



3 極めて厳しい京都市財政の下での上下水道事業

財政健全化法で規定された健全化を判断する指標のうち、「連結実質赤字比率」及び「将来負担比率」では公営企業の資金剰余額又は不足額が、「実質公債費比率」では公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金が連結の対象となるなど、今後は一般会計と公営企業等とを連結した視点で評価されていくこととなります。

平成20年7月に公表された「京都未来まちづくりプラン(骨子)」では、平成23年度には京都市が財政再生団体に陥りかねないとしており、このような本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成20年度からの10年間に上下水道事業が取り組むべき課題や目標をまとめた「京(みやこ)の水ビジョン」の実現に向け、その前期5箇年の実施計画である「中期経営プラン(2008-2012)」を着実に実施し、財政健全化法の施行に伴う連結決算も視野に入れ、剰余金の確保に努めるなど、更なる財政の健全化を推進して参ります。



平成20年度京都市上下水道事業 経営評価(平成19年度事業)

平成20年9月発行

<この評価に関するご意見、お問い合わせ先>

京都市上下水道局 総務部総務課

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

TEL 075-672-7709 FAX 075-682-2711

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>
